

不妊治療をご希望される事実婚・未入籍の方へ

当院では、事実婚や未入籍の方の不妊治療もお受けしておりますが、以下の点を十分にご理解いただいた上で、受診いただきますようお願いいたします。

記

1. 未入籍であっても、それぞれが未婚であり他に法的婚姻関係がない場合は、現住所が異なっても、すべての検査や治療などは通常通り行います。
2. 治療を希望する男女の一方または双方に、他に法的婚姻関係がある場合は（離婚が成立していないなど）、理由の如何を問わず当院での検査や治療は一切お断りいたします。
3. 生まれてくる子の法的地位の安定のため、患者さまご本人とパートナーの方の双方に、**他に法的婚姻関係がないことを確認させていただきます。お二人それぞれの発行日から3カ月以内の戸籍謄本**の提出をお願いいたします。どちらか一方でも提出いただけない場合は、**治療はお受けになれません**。また、前回の提出日から1年が経過している場合は、再度提出が必要となります。

※戸籍謄本は、本籍地の市町村区役所でお取り寄せください。遠隔地の場合は、郵送での手続きが可能です（地域によります）。詳しくは、本籍地の市町村区役所にお問い合わせください。

4. 治療中（凍結胚保管も含む）に事実婚を解消された場合は、治療の継続はできません。
5. 治療に際して、未入籍であることに関する何らかの問題が生じたとしても、当院は問題解決のための一切の責任は負いません。